
グリーンシー 銘柄 (フェニックス) の取扱いについて
- 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 -

日証協 平 15.6.3

本協会は、グリーンシー 銘柄 (フェニックス) を取扱会員以外の会員が取り扱うことに関し、営業ルール照会制度に基づき照会を受けた事項について、6 月 3 日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者に通知 (日証協 (市工) 15 第 25 号、日証協 (店企) 15 第 87 号) した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

照会事項

日商岩井 130 % コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債 (以下 本件 CB) という) は、平成 15 年 3 月 26 日、東京証券取引所において上場廃止となり あわせて同日から気配公表銘柄としての気配を提示する旨の届出が行われております。現在、UFJ ばさ証券が取扱会員となりグリーンシー 銘柄 (フェニックス) ・新株予約権付社債券の一つとして売買及び気配の状況が公表されております。本件 CB は、前記のとおり従前は上場有価証券として売買されており 同時期に当社を通じ本件 CB を購入し引き続き保護預りとなっている顧客が多数存在することから、取扱会員とならない当社における本件 CB にかかる取扱いにつき次の点に関し照会いたします。

- (1) 当社では、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 2 号) (以下 「公慣規(2)」という) 第 2 条第 4 号、第 5 号及び第 3 条の規定に従い、店頭取扱有価証券の投資勧誘を行わないこととしているが、本件 CB を現に保護預りしている顧客から売却したい旨の申し出を受けた場合であっても、当社は取扱会員ではないため店頭取引により当該注文を受託することができない。そこで、以下のとおり 取扱会員において行われるのと同程度の説明等を顧客に対し履行することにより、取扱会員に対し本件 CB の売却注文にかかる取次ぎを行うことが可能と考えて良いか。

第 34 条第 1 項で定める説明書を交付し、グリーンシー 銘柄の性格、取引の仕組み、当該取扱会員におけるグリーンシー 銘柄の取引方法、リスク等を十分に説明するとともに、同条第 2 項で定める確認書を徴求する。

第 37 条で定めに基づき、取次ぎを行う都度、グリーンシー 銘柄であること及びグリーンシー 銘柄の銘柄区分を明示する。

- (2) 本件 CB にかかる売却注文について当社が取扱会員に対し取次ぎを行うことができるとして、店頭取引を行った場合の証券業協会への報告、本件 CB 等の説明、価格情

報等の提供に関し、以下のとおり解して良いか。

公慣規(2)第 13 条及び第 40 条の規定に従って取扱会員が証券業協会へ報告することとなっているが、当社は取次ぎのみを行うことから、証券業協会へは第 13 条の報告のみで事足りる。

第 35 条で定める書面を用いた本件 CB 及びその発行会社の内容の説明はする必要がない。

現に本件 CB を保護預りする顧客に対して価格情報等の提供を行う場合には、公慣規(2)第 14 条及び第 40 条の規定により、取扱会員名及び取扱会員が自社で提示する気配 (もしくは協会が公表する気配)並びに当該気配の提示日を当社があわせて明示する方法を利用してよいか。

照会事項に関する当社の考え方及び照会理由

- (1) 公慣規(2)第 2 条第 4 項及び第 5 項から、グリーンシート銘柄の取扱いは協会が指定した取扱会員とされています。しかしながら、本件 CB のように一度上場されていた銘柄でありかつ、大量の発行残高のあるものについて、弊社が顧客からの本件 CB に係る売却注文を取扱会員に取次ぐなどして顧客の要請に応えることは、証券市場の仲介者としての役割を担うものと考えられます。
- (2) 公慣規(2)の規定に照らし、問題ないと考えます。

< 回答 >

貴見のとおりで差し支えありません。

なお、照会事項中(1)の「説明」においては、取扱会員 (UFJばさ証券)に売却注文の取次ぎを行うことを併せて説明されることが望ましいと考えます。

また、規則上は取扱会員となった上で当該グリーンシート銘柄を取り扱うべきところですが、照会事項に対する貴社の考え方及び照会理由に掲げられている事情に鑑みて例外的に取扱会員以外の会員による取扱いも可能であるという趣旨ですので、当該銘柄の売買が盛んに行われる又は盛んにしようとする行為 (投資勧誘等)が行われるのであれば、規則どおり取扱会員となるべきであることを申し添えます。

以 上

